

参 考 资 料

1 持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指しています。

17のゴールのうち、少なくとも13が環境に関連しています。本計画では、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、5つの基本目標ごとに様々な施策を取りまとめており、各施策は複数のゴールと関連しています。SDGsという共通のゴールがあることで、分野の異なる様々な活動を行う個人や団体、企業、行政がつながり、互いの理解を深めるとともに、分野を超えた拡がりに結びつきます。SDGsを踏まえた行動は、環境保全活動を通して地域を活性化しようとしている「うつくし作戦」のさらなる推進につながるものであり、引き続き、恵み豊かな自然を将来の世代へ継承していくとともに、持続可能な社会の実現を目指して取り組んでまいります。



(参照) 持続可能な開発のための2030アジェンダ[※]（国際連合広報センター）

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030_agenda/

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17(実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

「第3次大分県環境基本計画（改訂版）」とSDGsの関連表

			1 貧困をなくそう	2 真実を元にした健康と福祉を	3 平穏で公正な社会と開発を
目標	大項目	中項目			
基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	1 豊かな自然や生物多様性の保全	(1) 自然公園等の保護・保全			
		(2) 自然景観の保全と活用			
		(3) 多様な生態系の保全			
		(4) 森林の保全			
		(5) 水辺の保全			
		(6) 自然とのふれあいの推進と適正な利用			
	2 快適な地域環境の保全と創造	(1) ゆとりある生活空間の保全と創造			
		(2) 美しい景観の形成			
		(3) 身近な緑の保全と創造			
(4) 身近な水辺の創造			○		
(5) 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生			○		
(6) 文化的遺産（文化財）の保存・活用・継承					
3 温泉資源の保護と適正利用の推進	(1) 温泉資源の保護				
	(2) 多目的利用と温泉地づくり				
基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築	1 大気環境の保全	(1) 大気環境保全対策の推進			○
		(2) 地域の生活環境保全対策の推進			
	2 水・土壌・地盤環境の保全	(1) 水環境保全対策の推進		○	○
		(2) 豊かな水環境の創出			
		(3) 土壌環境保全対策等の推進		○	○
	3 化学物質等への環境保全対策	(1) 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進			○
		(2) 環境監視と調査研究の充実			○
		(3) 放射線の監視体制の充実			○
	4 資源循環の推進と廃棄物対策	(1) 循環型社会づくりと廃棄物適正処理の推進			
		(2) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進			
		(3) バイオマス等の循環資源の利活用		○	
	基本目標Ⅲ 地球温暖化対策の推進	1 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進	(1) 温室効果ガスの排出抑制対策		
(2) 地域における地球温暖化防止活動の推進					
2 エコエネルギーの導入促進		(1) エコエネルギーの導入支援			
		(2) エコエネルギーの普及啓発			
3 森林吸収源対策の推進	(1) 森林の適正な管理・保全				
	(2) 地域材の利用拡大				
4 気候変動の影響への適応策の推進	気候変動の影響への適応策の推進		○		
基本目標Ⅳ 環境を守り育てる産業の振興	1 環境・エネルギービジネスの拡大	(1) 新エネルギーの事業化の支援			
		(2) 循環型環境産業の育成			
2 自然と共生する産業の促進	(1) 農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全		○		
	(2) グリーンツーリズム等観光産業の振興				
基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり	1 県民総参加による環境保全活動の推進	(1) 地域活性化につながる環境保全活動の推進			
		(2) 環境に対する意識の醸成と具体的な行動への促進			
		(3) 県、市町村の率先行動の推進			
	2 豊かな環境を守り育てる人づくり	(1) 環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進			
(2) あらゆる世代・場における環境教育の推進					

2 計画改訂の経過

年 月 日	内 容
平成31年 4月	改訂作業に着手
令和元年 6月 3日	令和元年第1回おおいたうつくし作戦県民会議 (主な改訂項目の説明と意見聴取)
9月 17日	令和元年第3回定例会 報告議案提出
9月 30日	令和元年第3回定例会 福祉保健生活委員会で改訂の概要を報告
11月 6日	大分県環境審議会へ諮問
11月 21日	大分県環境審議会第23回総合政策部会(素案について説明・審議)
11月 22日	令和元年第2回おおいたうつくし作戦県民会議 (素案の説明と意見聴取)
12月 6日	令和元年第4回定例会 福祉保健生活環境委員会で素案を報告
令和2年 12月 6日～ 1月 6日	県民意見募集 (パブリックコメント)
1月 16日	大分県環境審議会第24回総合政策部会(計画案について説明・審議) 大分県環境審議会から知事に答申
2月 25日	令和2年第1回定例会 議案提出
3月 23日	令和2年第1回定例会 福祉保健生活環境委員会にて議案審議
3月 27日	令和2年第1回定例会にて議案可決

3 環境指標一覧

基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				H26	R1	R6
1	自然公園指導員の委嘱数	自然公園の保護・保全の促進の指標として、自然公園内で動植物の保護活動や普及啓発活動等を行う自然公園指導員の委嘱数を設定	人	78	79	79
2	景観行政団体	景観行政全般にわたり身近な市町村がきめ細かい施策を行うための体制づくりの指標として、景観法に基づく県内の景観行政団体の数を設定	団体	12	17	18
3	NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	専門性が高く、熱意や機動力があり、県民参加型の活動を多く取り入れているNPOと県が連携して行う保全活動数を設定	件	80	90	100
4	鳥獣保護区特別保護地区の面積	野生鳥獣を保護し、その生息・生育環境を保全するため、保護・管理体制の充実の指標として、特別保護地区の指定箇所数を設定	ha	548	658	658
5	災害に強い森林づくり実施面積（単年）	流木発生の可能性が高い人工林の更新伐、林内整備を行い自然植生の回復を図り、森林の公益的機能を増加する指標として設定	ha	-	32	25
6	低コスト再造林面積	森林の持つ公益的機能の高度発揮と資源循環利用を推進するためには、低コスト再造林による適正な森林整備が必要であるため指標として設定	ha	466	980	980
7	ジオガイドの活動回数	ジオパークの受入れ体制の整備及び活動の状況を示す指標として設定	回	14	120	180
8	一人あたりの都市公園面積	公園は環境の保全、防災機能、地域振興等多様な機能が認められることから、都市計画区域内の一人あたりの面積を設定	m ² /人	13.1	13.4 (H30)	13.6 (R5)
9	森林ボランティア活動への参加	県民総参加の森林づくり活動の状況を把握するため、森林の大切さを理解し、自主的に森林づくり活動（植林、下刈り等）へ参加した人数を設定	人	12,902	13,200	13,700
10	人工海浜の箇所数	海岸部の親水性や景観の向上を計るものとして設定	箇所	5	6	7
11	多面的機能支払交付金制度事業計画認定面積	多面的機能の発揮に必要な地域が共同で行う農用地、農業用水路、農道等の農業資源の管理活動による環境保全の状況を把握するために設定	ha	20,514	24,800	28,000
12	中山間地域等直接支払制度協定締結面積	農地や水路の管理の状況を把握するために、中山間地域の集落活動により、中山間地域等直接支払制度を活用している面積を設定	ha	16,065	16,100	16,100
13	漁場再生面積	沿岸域の生産力向上を図るために、藻場造成、海底堆積物の除去や干潟の耕うん等の面積を指標として設定	ha	20,975	37,482	38,682
14	国、県指定文化財数	県内には史跡、名勝、動植物等の天然記念物など、多くの貴重な文化財が存在しており、将来にわたって保存・活用するために設定	件	894	920	945
15	県立歴史博物館、県立先哲史料館、県立埋蔵文化財センターの利用者数	郷土の文化や歴史の理解促進、文化財・伝統文化の愛護意識を醸成するための指標として設定	千人	101	125	143
16	モニタリングを行う源泉数	地熱発電をはじめ、多目的な温泉利用が増加する中、有限な温泉資源を将来にわたって利用できるよう各温泉地の現状を把握し、資源保護を図るため設定	個	16	34	35

基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				H26	R1	R6
17	PM2.5の環境基準達成日率	PM2.5の生活環境への汚染状況を把握し、汚染防止対策を評価するための指標として設定	%	96.6	99.0	99.5
18	光化学オキシダント環境基準達成時間率	オキシダントの発生原因とされるVOC対策など、大気保全対策を評価する代表的な指標として設定	%	94.2	96.1	98.0
19	対策を講じる主要渋滞箇所数（累計）	渋滞の緩和を図ることが、自動車排ガス対策の推進に資するため設定	箇所	—	21	30
20	道路交通騒音の環境基準達成率	環境基準達成状況を評価し、騒音の状況を把握することにより、騒音対策等環境行政に資するために設定	%	94.3	95.0	96.0
21	海域の環境基準達成率	海域における水質の状況を把握するとともに、水質保全に係る施策の実施状況を評価するために設定	%	66.7 (H25)	84.2	94.7
22	河川の環境基準達成率	河川における水質の状況を把握するとともに、水質保全に係る施策の実施状況を評価するために設定	%	83.7 (H25)	95.3	97.7
23	生活排水処理率	「大分県生活排水処理施設整備構想2015」に基づいて、下水道、農業集落排水、浄化槽等による生活排水処理率を引き上げるために設定	%	72.3	79.7	88.2
24	地下水水質調査地点数（累計）	地下水の水質調査は、土壌汚染の早期発見に資するもので、調査地点の積み重ねにより県下全体の状況が把握できるように設定	地点	3,303	3,800	4,300
25	水環境保全活動団体数	県民が水環境へどの程度親しんでいるかを見える化するため、河川の清掃・美化活動、水環境教育活動等に取り組む水環境保全活動団体数を設定	団体	50	85	89
26	海岸清掃参加者数	県民自らの手によるきれいな海岸づくりの進捗状況を知る指標として設定	人	14,128	17,792	27,500
27	ごみ総排出量	廃棄物問題と個々の県民の関わり深い一般廃棄物について、県全体の総排出量を認識できる指標として設定	t 以下	415,962 (H25)	385,142 (H30)	372,813 (R5)
28	一般廃棄物リサイクル率	一般廃棄物の再生利用のための取り組みは、個々の県民や家庭に身近であって、ごみ減量・リサイクル推進活動の象徴的な役割もことから設定	%	20.3 (H25)	22.4 (H30)	24.6 (R5)
29	産業廃棄物リサイクル率	産業廃棄物のリサイクルが循環型社会形成の推進に重要であるため設定	%	64.0 (H25)	64.2 (H30)	64.3 (R5)
30	産業廃棄物最終処分率	産業廃棄物の最終処分抑制が循環型社会形成の推進に重要であるため設定	% 以下	2.3 (H25)	2.0 (H30)	2.0 (R5)
31	レジ袋削減枚数（累計）	製造過程や廃棄時に二酸化炭素が発生するレジ袋について、ごみの減量や地球温暖化の防止の観点から指標として設定	百万枚	522	931	1,332
32	廃棄物系バイオマス利用率	バイオマス資源の利活用の進捗状況を把握するため、廃棄物系バイオマス資源の利用率を設定	%	95.8 (H25)	98.1 (H30)	98.7 (H35)
33	未利用バイオマス利用率	バイオマス資源の利活用の進捗状況を把握するため、未利用バイオマス資源の利用率を設定	%	65.0 (H25)	79.0 (H30)	80.3 (R5)

基本目標Ⅲ 地球温暖化対策の推進

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				H26	R1	R6
34	二酸化炭素排出量（家庭、業務、運輸部門合計）	温室効果ガスのうち二酸化炭素が地球温暖化の主要因であることから、県内の家庭、業務、運輸部門における二酸化炭素排出量を設定	千t-CO ₂ 以下	7,475 (H25)	6,873 (H29)	6,121 (H34)
35	省エネ診断受診件数（単年）	家庭部門や業務部門における二酸化炭素排出量の削減、節電・省エネ対策を推進するため省エネ診断受診数を指標として設定	件	—	700	700
36	エコアクション21登録件数（累計）	企業における環境マネジメントの構築において、エコアクション21の登録は大きな意義を有しており、その登録状況を把握するために設定	件	39	104	154
37	大分県ノーマイカーウィーク年間モニター事業所登録数	運輸部門における二酸化炭素排出量の削減対策として、広く県民に公共機関の利用や徒歩、自転車での通勤を奨励するために設定	件	379	420	430
38	エコエネルギー導入量	再生可能エネルギーの導入の成果を評価できる指標として設定	TJ	41,398	51,665	58,323
39	クリーンエネルギー自動車の導入台数	運輸部門におけるエネルギー消費量を削減するために設定	台	45,430	98,804	153,889
—	低コスト再造林面積	森林の持つ公益的機能の高度発揮と資源循環利用を推進するためには、低コスト再造林による適正な森林整備が必要であるため指標として設定	ha	466	980	980
40	温暖化適応品種の導入割合（ぶどう品種：シャインマスカット）	温暖化の影響により黒色系、赤色系ブドウの着色不良が大きな問題となっているが、食味良好で着色不良の心配のない黄緑色系品種の「シャインマスカット」が温暖化に対応した有望品種として導入が進められているため、黄緑色系品種の導入割合（黄緑色系品種の作付面積ha/ぶどう栽培面積ha）を指標として設定	%	—	12	20
41	熱中症一時休憩所設置箇所数	熱中症対策の指標として、熱中症による救急搬送者数が急増する7～9月に冷房の入った身近な施設等を活用し開設する熱中症一時休憩所の設置箇所数を指標として設定	箇所	—	600	600
42	大分県地球温暖化防止活動推進員等による情報発信件数（年間）	地球温暖化対策を推進していくには、県民に対して気候変動の影響に関する知識の普及啓発や適応策の紹介等が必要である。そのため、地域住民に身近に接している大分県地球温暖化防止活動推進員等が行う県内各地での講演会やイベントの実施件数を指標に設定	件	—	250	250

基本目標Ⅳ 環境を守り育てる産業の振興

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				H26	R1	R6
43	県支援による新エネ研究開発・事業化件数（累計）	温室効果ガスの削減や環境負荷の低減につながる新エネルギーに関する研究開発を促進する指標として設定	件	24	54	84
44	県支援による廃棄物再生利用等施設導入件数（累計）	産業廃棄物等の発生抑制・減量化及び再生利用を促進し、県内発生産業廃棄物の最終処分量の削減を推進するために設定	件	25	55	85
45	大分県リサイクル認定製品数（累計）	廃棄物の有効活用及びリサイクル産業の育成を推進し、認定製品の利用促進を図るために設定	件	243	333	402
46	化学肥料の使用量	農業生産現場における化学肥料の使用は、環境への負荷があるため、低減を図ることを目的として設定	t 以下	4,666 (H25)	4,591 (H30)	4,422 (R5)
47	農薬の使用量	農業生産現場における農薬の使用は、環境への負荷があるため、低減を図ることを目的として設定	t 以下	1,248 (H25)	1,425 (H30)	1,170 (R5)
48	グリーンツーリズム宿泊延べ人数	都市と農山村漁村との交流によるグリーンツーリズムが推進されることにより、自然とのふれあいの機会が増加すると考え、指標として設定	人泊	23,416	22,500	24,290

基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				H26	R1	R6
49	県民一斉おおいたうつくし大行動への参加者数	県民の自主的な環境保全活動の取組の促進を図る指標として設定	人	354,556	379,000	404,000
50	キャンドルナイトへの参加施設数	県民の自主的な環境保全活動の取組の促進を図る指標として設定	団体	2,765	3,193	3,368
51	環境基本計画策定市町村数	市町村における環境基本計画は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するものであることから指標として設定	市町村	9	11	13
52	環境教育参加者数（累計）	県民の環境意識の向上の指標として、環境教育アドバイザー講座、環境劇の2つの環境教育参加者数を設定	人	63,082	98,000	133,000
53	大分環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件数	インターネットを活用した情報提供や啓発による県民への環境教育の推進度合いを把握するために設定	件	7,154	19,600	22,000

4 用語解説

あ行

愛知目標 (p3)

2010年（平成22年）に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された、2020年までを目標とする20項目からなる生物多様性保全を図るための個別目標のこと。

IPM (p82)

総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生予察情報等に基づき、経済性を考慮しつつ、利用可能なすべての防除技術を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫の発生・増加を抑える総合的な取組。

エコアクション21 (p65)

事業者が、環境への取り組みを効果的・効率的に行い、公表するための方法について環境省が策定したガイドライン。また、その取り組みを行う事業者を認証・登録する制度。

エコエネルギー (p5)

温室効果ガスの排出の少ない、環境に優しいエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める太陽光発電や風力発電のほか、大分県の自然的特色を考慮して、地熱、水力、海洋エネルギーを含めたエネルギーの総称。

エコ通勤割引 (p66)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減し、交通渋滞の緩和や公共交通機関の利用促進のため、車またはバイクで通勤している方が、毎週水曜日にバスで通勤する場合に、運賃を小人料金（大人料金の半額）に割り引く制度。

エコツーリズム (p83)

自然体系や動植物の生態、又は地域独自の文化の観察ないしは体験を目的とした旅行形態のこと。国際自然保護連盟（IUCN）では、自然保護地域を維持発展させるための資金を生み出し、地域社会の雇用の機会を創出し、旅行者に環境教育の場を提供することで自然保護区域づくりに貢献する自然志向型の観光形態と定義している。

エコドライブ (p2)

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用。優しい発進を心がけたり無駄なアイドリングを止めることで燃費の節約に努め、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

SDGs (p3)

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。

NPO (p20)

「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民活動団体のほとんどがNPOということになる。「NPO」と「NPO法人」の違いは、数多くの「NPO」の中で、NPO法に基づき県知事などからの設立の認証を受けたものが「NPO法人」であり、法人設立の手続きや運営をNPO法に基づいて行っている。

LED照明 (p64)

発光ダイオードのことで、電気を通すことによって光を放つ半導体素子のことである。LEDは電気を光に変換する効率が高く、従来の白熱灯や蛍光灯に比べて寿命が長いので、低消費電力で電気代が抑えられるだけでなく、照明器具の交換の手間やコストが削減できる。

沿道景観保全地区、沿道環境美化地区 (p21)

大分県沿道の景観保全等に関する条例に基づき、高速道路等から眺望することができる区域のうち景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に、環境の美化が特に必要な道路の沿道を「沿道環境美化地区」に指定している。

おおいとうつくし作戦 (p2)

平成28年にスタートした地域活性化型の環境保全運動。うつくしの「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）、「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）、「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風）、「し」は森林（豊かな

自然の象徴)を表す。

おおいたうつくし作戦県民会議 (p1)

すべての県民が自発的に環境保全活動に取り組み、地域環境力を高めていくことを目的に、学識経験者、環境関係団体、事業者、NPO法人等の委員により構成され、県への環境施策の提言を行う組織。

おおいたうつくし作戦実施本部 (p93)

県の各部にまたがる環境行政全般を一体的・総合的に推進するために設置された組織で、知事が本部長を務める。部局横断的に環境施策を実施するとともに、県民会議が唱導する県民運動を全面的に支援している。

大分県環境基本条例 (p6)

環境保全に関する基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、基本理念実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いをもつ条例で、平成11年9月に制定。

大分県環境配慮推進要綱 (p91)

県が実施主体となる開発事業等について、自主的な環境配慮を行うために必要な手続その他所要事項を定めた要綱。平成13年4月1日施行。

大分県建設リサイクルガイドライン (p55)

公共事業を対象として、計画・設計段階から積算、施工、完成の各段階における建設副産物のリサイクルにかかる具体的な実施事項をとりまとめたもの。

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」 (p6)

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政がめざすべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにした。平成27年度から令和6年度までの10年間の計画。令和2年3月に改訂。

おおいた優良産廃処理業者評価制度 (p56)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法認定制度で規定する優良基準を基本とした県独自の基準により認定するもの。より処理業者が取り組みやすい項目を基準に盛り込んでおり、法に基づく優良産廃処理業者認定へのステップアップを図ることを目的とする。

汚染者負担原則 (p92)

公害防止のために必要な対策を取ったり、汚染された環境を元に戻すための費用は、汚染物質を出している者が負担すべきという考え方。

オゾン層 (p66)

大気成層圏の、地上から10~50キロにあるオゾン濃度の比較的高い層。太陽光に含まれる生物に有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしている。

温室効果ガス (p4)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7物質が温室効果ガスとして定義されている。

温室効果ガス排出実質ゼロ (p9)

IPCC特別報告書を踏まえ、「パリ協定」の目標達成に向け、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を実質ゼロにすること。

か行

海底耕うん・堆積物除去 (p34)

漁場の底質環境の改善、水産資源の回復・増大などを目的として、海底を耕すとともに流木等の海底堆積物を除去する作業のこと。大分県では主に、干潟等の浅海域は人力で、沿岸域は貝かい桁けた網という漁法で行う。

化学的酸素要求量(COD) (p44)

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

環境カウンセラー (p88)

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々のことである。「事業者部門」



と「市民部門」に区分されている。

環境基準 (p4)

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（行政上の目標基準）として、環境基本法第16条に定義されている。

環境教育アドバイザー (p57)

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年度から運用している。環境教育アドバイザーには、学識経験者、環境カウンセラー、環境NPO法人で活動している方などを委嘱している。テーマは地球温暖化や水生生物観察など環境に関するものであれば自由で最寄りの保健所等へ申込みを行う。

環境共生型の住まい (p64)

地域の気候風土や敷地の条件、住まい方に応じて自然エネルギーが最大限に活かされ、さらに身近に手に入る地域の材料を使うなど、環境に負担をかけない方法で建てられる住宅。

環境白書 (p98)

大分県環境基本条例第10条の規定に基づき、大分県における環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等に関する年次報告書で、県では昭和45年度以降毎年度発行している。

環境保全ネットワーク (p86)

環境保全に係る情報共有などを目的とした、団体や行政機関などのつながりのこと。

環境マネジメントシステム (p65)

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。認証制度として「ISO14001」と「エコアクション21」がある。

間伐 (p2)

隣り合った樹木の葉が互いに接し、立木間の競争が生じはじめた森林において、林木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るため、樹木の密度調節を目的とした伐採のこと。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC） (p61)

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により1988年11月に設けられた国連の組織のひとつ。

GAP (p24)

農業における、食品安全や環境保全、農作業安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

キャンドルナイト (p84)

省エネと節電意識を高めるため、平成16年度から「夏至の日」と「七夕の日」の夜に不要な電気を消す取組を実施している。

九州エコライフポイント (p66)

九州地域戦略会議での提案により平成25年度から九州7県で取り組んでいる環境保護活動（九州版炭素マイレージ制度）。①家庭の電気使用量の削減に取り組む節電行動②森林の下草刈りや海岸清掃などの環境保全活動③省エネ製品の購入に対し取扱店で買い物に利用できるポイント券を発行している。

九州オルレ (p83)

韓国・済州島の言葉で家に帰る細い道を意味するが、現在では、社団法人九州オルレが提案したウォーキングコースを指し、韓国のトレッキング愛好者の間で人気を博している。

京都議定書 (p4)

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、2008～12年における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

グリーン購入推進方針 (p91)

県の事務、事業における環境負荷の少ない製品やサービスの優先的な調達を総合的かつ計画的に推進する県の調達方針。県内における環境物品等の市場形成、開発促進を図るとともに、県民、事業者等の環境物品等の購入への転換を促すことを目的とする。

グリーンツーリズム (p26)

都市住民が農山村において、農作業体験や自然を舞台としたスポーツなどを通じて、人・自然・文化との交流を楽しむ滞在型余暇活動。

クローズドシステム (p42)

事業場などで、有害物質や汚濁物質等を排出しないシステム。工程等から生じる排ガスや汚水等を、事業場内で処理すること等により、ガスや水を事業場外（一般環境中）に排出せずに、循環・再利用するシステム。

景観行政団体 (p21)

景観計画の策定・変更、景観協議会を組織するなど、地域の良好な景観形成に関する事項を定めることができる景観行政を担う主体のこと。市町村が、知事との協議により景観行政団体となる。

建設副産物 (p55)

建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、建設発土、鉄などの有価物及び建設廃棄物がある。建設廃棄物でもコンクリート塊などのように再生資源となるものがある。

県民一斉おおいとうつくし大行動 (p84)

美しく快適な大分県づくり条例に規定する「環境美化の日」やその他特定の日を定めて、県民総参加での清掃活動や植栽などに取り組むもの。

光化学オキシダント (p39)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化性物質の総称である。

こどもエコクラブ (p89)

こどもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から全国の小中学生に呼びかけて募集登録している「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境活動」を行うクラブのこと。各クラブは、小中学生数人～20人程度で構成され、大人（保護者等）がサポートして助言・連絡を行う。

さ行

再生可能エネルギー (p2)

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。

新エネルギー（中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

再造林 (p2)

人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。県内ではスギ・ヒノキ人工林の伐採後、林業適地には再びスギ・ヒノキの苗木を植栽することが多い。

里山 (p1)

薪や落葉、きのこや山菜の採取など、住民の生活と密接に関わってきた集落の近くに広がる身近な山林などをいう。

産業廃棄物税 (p54)

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制や再生利用を推進するため、平成17年4月に導入された目的税。焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入について課税される。

ジオサイト (p6)

火山やプレートの移動といった地球活動が生み出した貴重な地形、地層などを見る、触れることができる場所。

ジオツーリズム (p26)

地域の地史や地質現象の理解に資する地球科学的に貴重な地質遺産等を訪ね、大地の成り立ちやその上で育まれた生態系、地域の歴史・文化との関わり等について学ぶことを目的とした旅行形態のこと。

ジオパーク (p1)

地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取り組みを行う地域のこと。大地(Geo)と公園(Park)を組み合わせた造語。2019年10月現在、44地域が日本ジオパークに認定されている。

自然海浜保全地区 (p17)

水際線付近において砂浜等に類する自然の状態が維持されているものや、海水浴、潮干狩りなど公衆に利用され、将来にわたりその利用が行われることが適当であると認められるもの。

自然環境保全地域 (p17)

自然環境が原生の状態を維持している地域、あるいは自然的、社会的諸条件から見て保全することが特に必要な地域で、自然環境保全法や都道府県条例

に基づいて指定するもの。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域がある。県内には、6カ所の県立自然環境保全地域がある。

自然共生社会 (p9)

生物多様性が適切に保たれ、自然とふれあう機会が確保され、社会経済活動においても自然と調和するなど、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

自然公園 (p17)

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や都道府県条例に基づいて指定された公園。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園がある。県内には、国立公園2カ所、国定公園3カ所、県立自然公園5カ所がある。

自然植生 (p19)

ある地域に生育する植物集団の総称。一切の人為的介入を停止した場合、その土地の条件下で最も発達すると考えられる植生をいう。

持続可能な開発のための教育 (ESD) (p5)

Education for Sustainable Development の略。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

主伐 (p73)

一定の林齢に達した立木を用材等として販売するために伐採すること。一度に全面積を伐採する「皆伐」と、何度かに分けて抜き伐りする「択伐」がある。

循環型社会 (p9)

廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再利用）を推進し、また適正に処理することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

親水機能 (p1)

水浴び、水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーション等を通して、海や湖沼、河川等と身近に親しめること。

森林環境税 (p25)

林業生産の低迷や農山村の過疎高齢化等により森林の荒廃が進んでいることから、水源のかん養や地球温暖化防止など大切な機能を持つ森林を住民みんなで支えるシステムの構築を目的に、県民に広く負担を求める県民税。税収は、森林に対する県民意識の醸成や荒廃森林の整備等に充てられる。

スカイパトロール (p56)

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、ヘリコプターを使い、産業廃棄物の埋立処分場や不法投棄箇所、山林・原野などを上空から調査・監視すること。

スマートコミュニティ (p70)

環境に優しい再生可能エネルギーを最大限活用し、蓄電やIT制御技術により、電力や熱など最適なエネルギーの需給バランスを図る仕組みを兼ね備えた街や地域の総称。

スマートメーター (p64)

従来のアナログ式誘導型電力量計と異なり、電力をデジタルで計測し、メーター内に通信機能を持たせた次世代電力量計のこと。

生産林 (p24)

大分県が定める木材などの生産機能を重視する森林。目的樹種の高い成長が期待でき、大半が緩中傾斜地で、団地的なまとまりがあり、路網が整備済又は整備可能な林地。

生態系 (p4)

ある地域に生息・生育する生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（微生物）からなる生物群集とそれを取り巻く大気、水、土、光などの無機的環境を合わせた一つの機能系。地域全体を一つの生態系と見なすこともある。

生物化学的酸素要求量 (BOD) (p44)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。

生物多様性 (p1)

地球上の生物の多様さとともに、その生息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の三つの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様

性を確保することが不可欠である。

世界農業遺産 (p18)

国際連合食糧農業機関（FAO）が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム（林業及び水産業を含む）を認定し、その保全と持続的な活用を図るもの。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (p86)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

疎植造林 (p74)

従来の植栽本数の半分程度の密度（1,500本/ha程度）で植栽を行うこと。植栽経費やその後の育林コストの低減が期待できる。

た行

多自然川づくり (p25)

洪水など治水上の安全性を確保しつつ、瀬や淵、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ残すなど、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、河川景観や地域の暮らし、歴史・文化との調和に配慮した川づくりのこと。

脱炭素社会 (p4)

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成する社会のこと。

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度 (p33)

それぞれ、環境保全型農業直接支払制度とともに日本型直接支払制度を構成する3つの制度の1つ。このうち中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動を維持するため、平地と生産条件の不利な中山間地域等の農用地の生産コスト差を軽減するもの。多面的機能支払制度は、農地、水路、農道等の保全管理を図る共同活動を支援するもの。なお、日本型直接支払制度は、平成27年度から法制度化され、安定的に運営される制度となった。

地域資源 (p5)

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

地球温暖化対策地域協議会 (p64)

地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、行政、事業者、住民等が構成員となり、連携して、温室効果ガスの排出抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織するもの。

地球温暖化防止活動推進員 (p67)

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づき都道府県知事が委嘱する、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化防止に関する知識の普及や温暖化防止の取組を推進する運動員。

地球温暖化防止活動推進センター (p67)

地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項の規定に基づき、知事が指定した地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。

鳥獣保護区 (p22)

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されている地域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

特定フロン (p66)

冷蔵庫・エアコンの冷媒、電子部品の洗浄などに使われるガスで、炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物をフロンといい、このうち、オゾン層を破壊する力の強いクロロフルオロカーボン（CFC）などの物質を特定フロンという。

は行

ビオトープ (p22)

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語。多様な生物の生息・生育する最小の地理学的単位であり、生物群集の生活空間の一つのユニット（単位）とする概念と整理することができる。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。



干潟 (p6)

内湾に流入する河川の河口やその沿岸において干潮時に露出する砂泥域で、河川流や沿岸流によって砂や泥が堆積して形成される。

PRTR制度 (p50)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度。

PM2.5 (微小粒子状物質) (p39)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

付加体 (p16)

海洋プレートが海溝で大陸プレートの下に沈み込む際に、海洋プレートの上の堆積物がはぎ取られ、陸側に付加したものの。

フットパス (p83)

イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径【Path】”を意味する。

保安林 (p19)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。指定されると、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

HEMS (p64)

家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム(ホームエネルギーマネジメントシステム)。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器の自動制御を行う。

ま行

マイクロプラスチック (p54)

微細なプラスチック類(5mm以下)のこと。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

未利用木材 (p59)

林地残材や広葉樹など、これまで製材品等に利用されていなかった木材。

モニタリング調査 (p37)

主要成分などの変化を見逃さないように、同一の地点において、毎回同じ手法により、長期にわたり継続して観測・監視する調査のこと。

藻場 (p20)

海藻または海草が密生し、それらがある程度の広がりをもっている海域。チッソやリンを吸収する環境浄化機能を有しており、また、水生動物の産卵場、生育場、餌場となるなど、海の中で重要な役割を果たしている。

や行

有機農業 (p81)

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷を極力低減した方法を用いて行われる農業。

優良産廃処理業者認定制度 (p56)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事、政令市長が認定するもの。排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、処理の適正化を図ることを目的とする。

ユネスコエコパーク (p1)

ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserve(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。2019年6月現在、124カ国701地域、



うち国内では10地域が登録されている。

ら行

リスクコミュニケーション (p50)

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を県民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

ロングトレイル (p83)

登山道や遊歩道などをつなぎ合わせた長距離の自然歩道のこと。歩きながら地域の自然や文化を楽しむことができる。トレイル (Trail) には「踏みならされてできた道」や「小道」の意味がある。